

相倉・菅沼集落のみなさま、および両集落に関わる設計・施工業者のみなさまへ

「五箇山合掌造り集落保存整備基準」に関するご案内

南砺市では、平成27年4月9日、相倉・菅沼の伝統的建造物群保存地区における建造物等の保存と整備の指針となる「五箇山合掌造り集落保存整備基準」を定めました。

この「五箇山合掌造り集落保存整備基準」（以下「本基準」）は南砺市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成16年制定）に基づき、相倉・菅沼の重要伝統的建造物群保存地区（以下「伝建地区」）を対象に定めたものです。

対象となる伝建地区（平成6年国選定）の範囲は、国史跡（昭和45年指定）の範囲と大部分が一致しており、これまで、史跡と重複する範囲における保存整備等にかかる手続きは、先行指定された史跡の基準に沿って取り扱ってきました。今後、より一層適切な取り扱いができるよう、史跡の保存管理計画を改訂し、本基準をベースにした史跡の保存整備基準を定めることを予定しておりますが、それまでの間、史跡においても伝建地区に定めた本基準を準用して運用していきます。これにより、相倉・菅沼集落の良好な景観の維持・形成に役立つことを期待しています。

以下、本基準の目的と内容について、Q&A形式により、広く関係する方々にご案内します。

Q1. なぜ新たに保存整備基準を定めたのですか？

相倉・菅沼集落における文化財保護法に基づく史跡の現状変更行為（建造物の改変や新築、土地の改変等）に際しては、これまで、史跡の保全や景観への配慮を関係者（所有者、顕彰会、市担当者、施工者、設計者など）による個別の協議・判断により行い、文化庁に許可申請を行ってきました。しかし、現状変更許可の目安となるべき具体的な基準が明確には定められておらず、社会環境の変化や、住民の世代交代、担当者の異動等が進むなかで、一定の水準を維持することが難しくなりつつあります。

こうした状況を改善するため、平成24年に地域住民や行政などによって作成した『南砺市五箇山世界遺産マスタープラン』（第2章 集落の保全と維持継承）において「現状変更等の基準の明確化」の方針が掲げられたところです。そこで、現状変更の基準を策定するにあたり、まずは、全国的に類例の多い、建造物を対象とした伝建地区制度（以下「伝建制度」）における現状変更基準である「保存整備基準」を作成し、運用することといたしました。将来的には、史跡保存管理計画を改訂し、伝建地区以外の山林・茅場などを含む史跡全体の保存整備基準の策定を目指しています。

現状変更の際には本基準を運用することにより、住民や関係者の間で集落の保存整備のあり方に対する認識を共有し、将来にわたって良好な景観（歴史的風致）の維持・形成を図ることを目的としています。

Q2. 「修理基準」「修景基準」「許可基準」とは何ですか？

伝建制度に基づく保存整備基準は、「修理基準」「修景基準」「許可基準」に分けられます。伝建地区において定められた物件の位置づけに応じて、適用される基準が異なります。

伝建地区の構成要素は、中核となる伝統的建造物（建築物・工作物）と、それらと一体となった環境の保存のために特定される樹木、水路等の環境物件（以上を「特定物件」と呼びます）、さらに伝統的建造物以外の建造物（建築物・工作物）、その他の自然物、土地等の環境要素（以上を「非特定物件」と呼びます）に区分されます。

伝建制度のもとでは、「特定物件（伝統的建造物、環境物件）」については、現状維持もしくは本来の状態に復原する「修理」「復旧」を行い、「非特定物件（その他の建造物、環境要素）」については、伝統的建造物等と調和させる「修景」を行うことで、歴史的風致を回復・向上させます。

以上の考え方に基づき、「特定物件」に対しては伝統的特性を維持・復原するための「修理基準」を適用し、「非特定物件」に対しては歴史的風致との調和を図るための「修景基準」、もしくは歴史的風致を損なわないために最低限満たすべき「許可基準」を適用します。

なお、国、県、市などの各種補助事業においては、「修理基準」「修景基準」を満たす整備事業であることが補助申請の前提となります。

	適用基準	対象物件	対象行為	基準の位置づけ	備考
保存整備基準	修理基準	特定物件 ：伝統的建造物※1、 環境物件※2	全ての 行為	歴史的風致の維持・形成を図る (原則、現状維持又は復原※3)	補助申請対象
	修景基準	非特定物件 ：その他の建造物、 環境要素		歴史的風致との調和を図る	
	許可基準			歴史的風致を損なわないものとする	補助対象外

※1 史跡指定地内においては、伝統的建造物の外観に加え、外部から見えない伝統的構法（構造・位置・材種・仕様）および伝統的特性を示す各部位（建具、内部造作などを含む）についても、原則として保存の対象となります。内装及び室内装備については生活する住民の意向を尊重します。

※2 当面の間、史跡保存管理計画において環境物件に指定されているものも「特定物件」として扱います。

※3 建築の分野では、後世に改造等が行われた建造物を旧状の姿に戻す行為を「復原」と呼び、完全に失われた建造物を新たに作り直す「復元」と区別しています。

Q3. なぜ史跡のなかで伝建制度に基づく基準を運用するのですか？

相倉・菅沼集落は、伝建制度ができる以前の昭和45年に国の史跡に指定され、全国的にも早くから集落が保全されてきました。その後、平成7年に白川村荻町（伝建地区、昭和51年～）とともに世界遺産登録されるのに際し、共通の保全の枠組みが要請され、荻町と同様に伝建地区にも指定されましたが、現在まで史跡制度のもとで集落保全が継続されています。

史跡制度は、主として過去の人々の活動の痕跡である遺跡等を保護するため、土地の改変等を制限することを想定した仕組みであり、相倉・菅沼集落のように現に人が住まう建造物に対しては、これまで細やかな基準が定められてきませんでした。

一方、歴史的な町並みや集落を守るために昭和50年に発足した伝建制度^{注1)}は、住民が暮らす建造物を中心とした制度であることから、建造物等の特性に応じた詳細な基準（修理基準、修景基準、許可基準）を設けることで、歴史的風致の維持・形成のあり方について住民や関係者の間で認識を共有しながら、さまざまな現状変更に応じる仕組みを作ることが可能です^{注2)}。

このことから、相倉・菅沼集落においても、史跡としての性格を維持しつつ、集落の保全に相応しい伝建地区の基準を策定し、運用することで、集落の特性と実態に即した保全が図られることが期待されます。

注1) 戦後から高度成長期にかけて全国の歴史的町並みが失われるなかで、住民による保存運動や、市町村による保存条例制定の動きが広がったのを受け、国がこれらの取り組みを支援するため、昭和50年に文化財保護法が改正され、伝建地区の制度が創設されました。平成26年12月現在、全国で109地区が国の選定を受けています。

注2) 伝建制度は、住民の同意を得ながら市町村が主体となって運用します。現状変更の基準等を含む保存計画の策定など、文化庁の指導・助言を受けながら運用されますが、現状変更の許可は市町村が行います。また伝建地区の運用にかかる市町村の諮問機関として、地域の関係者、学識経験者等からなる審議会（伝建審）が設置されます。

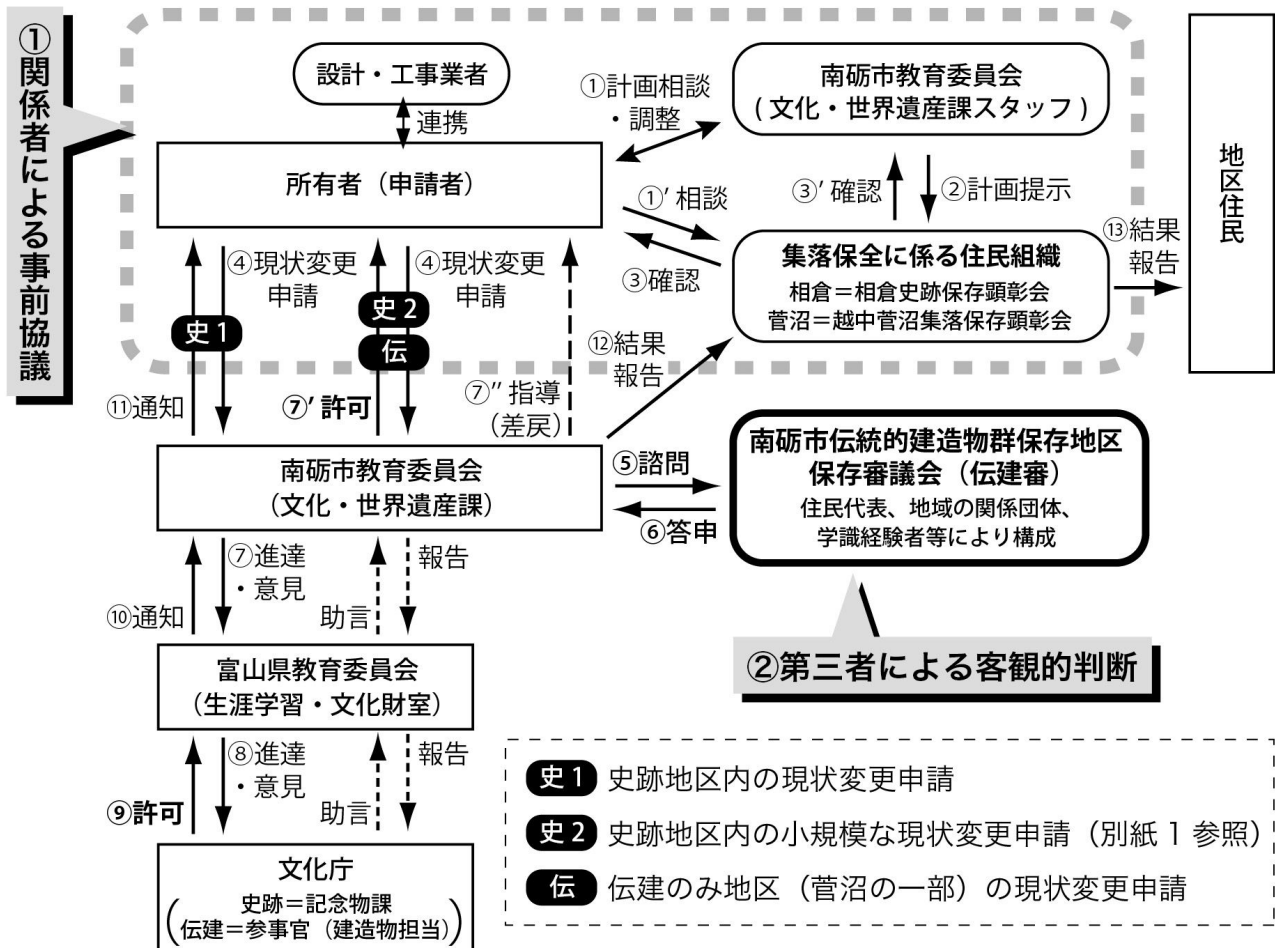
Q4. 現状変更申請はどう変わりますか？

史跡地区内においては、これまで通りの様式（『特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則』参照のこと）により現状変更申請を提出して下さい。市教

育委員会（および南砺市伝統的建造物群保存地区保存審議会。以下「伝建審」）が本基準への適合を判断し、その意見を踏まえながら、従来通り原則として文化庁が許可を行います（小規模な案件等は市教育委員会が許可を行います。市許可の案件については別紙1を参照のこと）。

史跡指定のない伝建地区（菅沼の一部。以下「伝建のみ地区」）にあっては、所定の様式（伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則参照のこと）により現状変更申請を提出して下さい。この場合は市教育委員会が伝建審の意見を踏まえて許可を行います。

具体的な現状変更申請の流れは、以下のようになります。



全ての案件において、申請者は現状変更申請（④）の前に、本基準を参照し、市教委（文化・世界遺産課スタッフ）にて計画相談・調整（①）を行うとともに、景観保存に係る住民組織（顕彰会）にも相談（①'）します。その上で、市教委を通じて顕彰会に計画提示（②）し、顕彰会において申請内容について確認をしてもらいます（③、③'）。

①の段階で、おおむね本基準をクリアするよう調整されますが、未調整の項目や判断が難しい案件が現れる可能性もあります。この場合も含め、現状変更申請（④）を受けた市教委は、新たに設置された伝建審の意見を聴く（⑤、⑥）などにより、全ての案件に対し、集落の保存整備の方向性に相応しい内容かどうかにつき判断します。申請内容によっては、指導（差戻）（⑦''）を受ける場合があります。

本基準を満たしていると市が判断した案件については、史跡地区内の案件は文化庁に現状変更の許可判断を仰ぎ（⑦、⑧）、結果が申請者に通知されます（⑨～⑪）。伝建のみ地区の案件、および史跡地区内の小規模な案件等については、市教委が申請者に対し現状変更許可（⑦'）を行います。

許可・不許可の結果は、市教委から顕彰会にも報告（⑫）され、顕彰会より地区住民のみなさまへも報告（⑬）が行われます。

こうしたプロセスにより、現状変更の内容を集落全体で共有することで、保全のあり方や方向性に対する理解がより深まることも期待されます。

Q5. 補助制度はどうなりますか？

◆史跡指定地内

補助制度は従来通りです。ただし、本基準の制定に伴い、「修理基準」「修景基準」を満たすことが、市教委が文化庁又は県等に補助事業申請する上での目安となります。また、従来通り、史跡の保存と活用のために行われる事業のうち特に必要なものであることが求められます。

◆伝建のみ地区（菅沼の一部）

以下に示す事業を補助対象として、平成27年度中に、市が助成する際の補助対象経費・補助率・補助限度額などを示した「南砺市伝統的建造物群保存地区保存事業費補助金交付要綱」を定める予定です。

修理事業	伝統的建造物（特定物件）を対象とした修理基準を満たして行われる事業で、伝統的建造物群の特性を維持するため特に必要なもの。
復旧事業	環境物件（特定物件）を対象とした修理基準を満たして行われる事業で、伝建地区の歴史的風致の維持のため特に必要なもの。
修景事業	伝統的建造物以外の建造物および環境要素（非特定物件）を対象とした修景基準を満たして行われる事業で、伝建地区の歴史的風致の維持のため特に必要なもの。
保全事業	伝建地区内の保存・防災・安全に有用な施設等の整備事業で、伝建地区の保存のため特に必要なもの。
支援事業	特定物件に係る鳥虫害等防除措置、雪囲い・雪降ろし・差茅、自動火災報知設備点検（小修繕除く）。

Q6. 現状変更申請する際は、いつ頃から準備を始めれば良いですか？

史跡指定地内にあつては、現状変更申請を行ってから文化庁の許可（及び補助事業の確定）を受けて工事着手するまでの基本的なスケジュールは変わりません。伝建のみ地区における申請もこれに準じたスケジュールとなります。ただし、いずれの場合も本基準への適合に関する事前相談や、顕彰会での確認、伝建審による判断など、より丁寧な手続きを経て進めるため、現状変更をお考えの場合は、できるだけ早めに文化・世界遺産課にご相談ください。

また、現状変更申請のみを行う場合と、あわせて補助申請を行う場合とでは、手続きやスケジュールが若干異なります。

◆補助申請を要しない案件（所有者等が現状変更申請を行います。）

史跡指定地内における文化庁許可案件の場合は、現状変更申請を文化庁が受理してから許可判断を下すまで最長3ヵ月要します。伝建のみ地区など、市教委許可の案件についてはこれよりも短縮されますが、申請前にも、本基準への適合に関する市教育委員会との事前相談、顕彰会での確認、伝建審による判断、設計者や施工者との設計調整、などで時間を要しますので、該当行為をご検討の方は、早めに市教育委員会・顕彰会へご相談ください。

◆補助申請を要する案件（所有者等が行う現状変更申請とは別に、市が補助申請を行います。）

史跡指定地内、伝建のみ地区ともに、補助申請を要する案件は、国等による補助金交付決定手続き（予算承認）を要するため、事業実施予定の前年度の6月までに市教育委員会にご相談ください。

現在の取組みでは、補助金交付を受ける事業については、地元顕彰会による優先順位等の調整を受けることとなっていますので、早めに顕彰会への相談もお願いします。

現状変更申請と補助申請を要する案件の取組みスケジュールの概略は以下の通りです。
なお太線箇所は現状変更申請に関係する取組みを示しています。

取組段階	当事者①	内容	当事者②	実施時期
事前相談・調整 ・事前調査	所有者等（設計者等と連携）	事前相談→ ←設計指導・助言	顕彰会・市教委	事業実施前年度 ～6月
	市スタッフ	不具合確認 ・事前調査→	所有者等 （各建造物）	
顕彰会による計画確認 ・優先順位等調整	所有者等・市スタッフ	戸別計画提示→ ←優先順位等調整	顕彰会	～6月
地元要望事案の提示	顕彰会	地元要望事案提示→	市教委	～7月
補助申請と現状変更の 事前相談・調整	市教委	事前相談→ ←調整	県教委	7～11月
補助申請と現状変更の 事前調整結果の報告・ 設計内容調整	市教委	事前調整結果報告→ ←設計内容調整	所有者等 ・顕彰会	～11月下旬
現状変更申請	所有者等	現状変更申請提出→	市教委	～11月下旬
伝建審での審議 （重要事項・調査審議）	市教委	諮問→ ←建議・答申	伝建審	～11月下旬※1
補助申請・現状変更申請の内容が概ね決定します				
次年度補助事業提示 地元要望への回答	市教委	次年度補助事業提示 →	顕彰会・所有者 等	12月上旬
国庫補助事業計画	市教委	国庫補助事業計画→	県教委・文化庁	12月上旬
国庫補助交付申請	市教委	国庫補助交付申請→	県教委・文化庁	2月上旬
現状変更申請進達 （史跡）	市教委	現状変更申請進達→	県教委・文化庁	12～3月
現状変更許可 （史跡・伝建）	文化庁・県教委 ・市教委	現状変更許可 ・結果報告→	所有者等 ・顕彰会	1～4・5月
補助金交付決定	文化庁・県教委	補助金交付決定→	市教委	事業実施年度 ～4・5月
工事発注・着手	市教委・所有者	発注→	工事業者	5月～※2

※1 伝建審は市教委の要請に応じて年に1～2回程度の開催を予定しています。

※2 市許可案件や補助を要しない案件については、これよりも早く工事発注・着手が可能な場合もあります。

<お問い合わせ先>

南砺市教育委員会 教育部 文化・世界遺産課

住所： 〒932-0292 富山県南砺市井波520番地（南砺市役所 井波庁舎）

電話： 0763-23-2014

Fax： 0763-82-5101

Eメール： bunkaka@city.nanto.lg.jp

別紙 1（現状変更許可案件の区分）

1. 市教育委員会の許可を要する案件

- (1) 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却
2階以下かつ地階のない木造又は鉄骨造の建築物で、建築面積（増改築の場合は増改築後の建築面積）が120 m²以下、かつ3月以内に限り設置されるもの。
- (2) 工作物（建築物を除く）の設置、改修若しくは除却。
改修又は除却は、設置の日から50年を経過していない工作物に係るもの。
- (3) 道路の舗装若しくは修繕
土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないもの。
- (4) 史跡の管理に必要な施設の設置、改修又は除却
- (5) 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修
- (6) 木竹の伐採

以上は、文化財保護法施行令第5条第4項第1号の定めによります。

2. 文化庁の許可を要する案件

前項に該当しない行為のうち以下のものは、全て文化庁の許可を要する案件となります。

- (1) 合掌造り建物その他の家屋および工作物（以下「建築物」という。）の新築、増築、改築、移転又は除却
- (2) 建築物等の修繕、模様替えまたは色彩の変更でその外観を著しく変更することとなるもの
- (3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更
- (4) 木竹の大幅な伐採
- (5) 土石類の採取
- (6) 水面の埋立て又は干拓